

## 産業成長のための規制緩和 検討状況整理表

項 目		3 企業立地補助金申請
担当部局		経済産業部企業立地推進課
企業からの意見		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請手続事務を簡素化して欲しい。</li> <li>・ 人手不足の時代に対応するため、補助金の従業員増加要件を緩和して欲しい。</li> <li>・ 複数回交付できるよう、要件を緩和して欲しい。</li> </ul>
規制の目的・現状		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規立地補助金（建物、機械）、地域立地補助金（土地、新規雇用）ともに、企業の雇用増加を誘導するため、主な要件の1つとして、企業に雇用増を求めている。</li> <li>・ 生産、事務等に係る設備投資を誘発するための補助金として、これら用途に使用する建物、機械、土地に限って交付対象としており、複数の審査用資料の提出を、企業に求めている。</li> </ul>
該当法令等		新規産業立地事業費補助金交付要綱、地域産業立地事業費補助金交付要綱等
他県の状況（他県比較）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同様の補助金制度を持つのは43府県。 この内、雇用増が必要39府県/現状維持で可4府県/無条件0府県</li> <li>・ 設備投資に対する優遇は、不動産取得税相当額としている県もある。</li> </ul>
これまでの見直しの状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内陸フロンティア構想、震災リスクへの対応等に合わせて、補助金交付対象、交付率等の見直しを実施。</li> </ul>
見直す場合の手続き		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の補助金要綱・要領の改正が必要。また、見直しにより交付件数が増加した場合、予算確保が必要となる。</li> <li>・ 地域立地補助金は、市町との協調（間接）補助であり、市町側での要綱改正も必要。</li> </ul>
規制緩和による影響	規制する側	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業の投資環境に関する優位性が向上する。</li> <li>・ 県及び市町の予算確保が必要となる。</li> </ul>
	規制される側	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要件見直し、資料の軽減により、企業の使い勝手が向上する。</li> </ul>
規制緩和の方向性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>企業の投資促進に向けて、制度改正を実施（H27年度要綱改正）。</u></li> <li style="padding-left: 20px;">ア <u>雇用要件の緩和</u>：初回交付 投資額5億円以上雇用増10人以上 → 1人以上 ：複数回交付 投資額30億円以上雇用増50人以上 → 10人以上</li> <li style="padding-left: 20px;">イ <u>交付額の拡充</u>：新規雇用1人当たり50万円 → 100万円 等)</li> <li style="padding-left: 20px;">ウ <u>申請の簡素化</u>：建物の補助対象面積の規定を見直し</li> </ul>
規制を維持する場合はその理由		